

平成 23 年 3 月 31 日
(変更) 平成 23 年 12 月 22 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 平成 23 年度 年度計画

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う災害に関しては、国、会社（高速道路株式会社法（平成 16 年 法律第 99 号。以下「道路会社法」という。）第 1 条に規定する会社をいう。以下同じ。）等とも協力しつつ、状況に応じて、適時適切な対応を図る。

なお、本年度計画は、現行制度を前提としたものであり、高速道路の原則無料化等を踏まえた機構の組織・業務に関する検討の進捗に応じて、本年度計画を適時に見直す。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織運営の効率化

必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の 4 部により、組織運営の効率化に努める。

また、「独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「独法基本方針」という。）を踏まえ、経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転については、引き続き、検討を進める。

2 業務リスクの管理

機構が、社会経済情勢の変化に機動的に対応し、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、会社による新設、改築等に伴う債務の返済等の業務を適切に実施するためには、的確な業務リスクの管理を行うことが必要であり、そのために以下の取組を徹底する。

① 会社との協定（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に規定する協定をいう。以下同じ。）の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を定める。

② 金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努める。

また、大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、機構の組織・業務に関する検討の進捗に応じて、会社と協議の上、適切に対応し、必要に応じて協定を変更する。その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等の見直しその他の措置を講ずる。さらに、これに基づき、業務実施計画（法第 14 条第 1 項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。）を見直す。また、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第 17 条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下「措置法」という。）第 23 条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認める場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。

③ 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、更なる調達の多様化を図る。

3 業務コストの縮減

外部委託、集約化、ITの活用等により業務運営全体の効率化を推進するとともに、市中金利の動向を踏まえた上で安定的に低利での資金調達を行うことにより、業務コストを可能な限り縮減する。このうち、一般管理費（退職手当を除く人件費を含む。）については、平成 21 年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額（実績ベース）と比較して 2%を上回る削減を行う。

4 入札及び契約の適正化の推進

契約について、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表する。

5 積極的な情報公開

次に掲げる取組を実施することにより、情報公開を行うとともに、公開内容の充実を図る。

その際、セグメント情報、会社情報等を含め、ホームページ、パンフレット、ファクトブック等でわかりやすく提供する。

① 財務内容の公開

財務諸表等を公開する。

その際、セグメント情報もホームページに掲載する。

また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。

② 資産の保有及び貸付状況の公開

ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」を更新する。

③ 債務の返済状況の公開

機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。

また、独法基本方針を踏まえ、決算時において、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表する。

④ 債務返済の見通しの根拠の公開

債務返済の見通しに関する根拠（金利、交通量、収入、経済動向等）について公表する。

⑤ 費用の縮減状況等の公開

高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、該当する工事の債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。

また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的指標を公表する。

⑥ 評価及び監査に関する事項

年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、ホームページで情報の提供を行う。

⑦ ホームページ等の充実

上記①から⑥の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版についても、迅速な更新に努める。

また、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして、充実を図る。

⑧ 業務パンフレット等による広報

機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用することにより、情報をわかりやすく提供する。

6 業務評価の実施

業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務全体について自己評価を行い、その

結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

機構は、協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務を適切に実施する。

1 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け

- ① 道路資産台帳を適切に更新することにより、機構が保有し、会社に貸し付けている高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握する。
- ② 貸し付けた道路資産の維持、修繕その他の管理の実施状況について、会社から報告を受けるものとし、必要に応じて実地に確認を行う。また、管理の水準、利便性の向上を示す客観的な指標（アウトカム指標）、管理に要する費用の計画と実績の対比などが記載された「維持、修繕その他の管理の報告書」を公表する。

2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済

- ① 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、機構の収支予算の明細を踏まえ、次に掲げる点に留意し、債務の管理を適切に実施することとし、機構の有利子債務残高を、平成 23 年度末時点において 30.1 兆円以下とする。
 - 1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 6 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、平成 23 年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。
 - 2) 首都高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 2 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）、阪神高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 5 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）並びに高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路以外の高速道路に係るそれぞれの有利子債務については、平成 23 年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。
 - 3) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務（法第 13 条第 2 項に規定する全国路線網に属する高速道路にあつては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額）について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。
- ② 債務の返済に充当する道路資産の貸付料及び機構が収受する占用料その他の収入の確

保を図り、一方で、低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進め、債務返済以外の支出を抑制することとする。

- ③ 機構の収支予算の明細を踏まえ、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努める。

3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け

- ① 債務引受限度額を見直す場合には、見直し前の額を基準に、その算出の基礎となった工事の内容、物価又は金利等の条件の変動状況を考慮し、適正な額を設定する。
- ② 会社から債務を引き受ける際には、対象となる道路資産に対し、当該引受額が適正な額であることを十分に確認する。
- ③ 道路資産が機構に帰属する場合には、当該道路資産の内容の確認を適正に実施する。
また、会社と取り交わした「機構保有資産に係る厳正な資産管理体制の確立に関する確認書」に基づき、厳正な資産管理を行う。

4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け

国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。

5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け

国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。

6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み

協定に基づき、会社の経営努力による高速道路の新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長するための仕組みについて、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」の審議を行う等、適正な運用を図る。

なお、協定においては、貸付料の額を固定すること（料金収入の実績による増減を除く。）により、維持、修繕その他の管理に要する費用（債務引受額に係るものを除く。）の縮減が直接会社の業績に反映される仕組みとなっている。

7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務

措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施する。

また、道路占用や高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、必要に応じ「高架下利用等検討会」にて審議を行うほか、会社と連携を図り、占用申請内容の厳格な審査を行う等、制度の適切な運用に努める。

さらに、独法基本方針を踏まえ、道路管理者の権限代行業務について、特殊車両通行許可の事務における包括的な事前協議及び道路占用許可の事務におけるチェックリスト導入により、業務の効率化に努める。

これらの事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施する。

8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務

① 本州と四国を連絡する鉄道施設（以下「本州四国連絡鉄道施設」という。）について、鉄道事業者から当該施設の管理費用等に充てるために必要な利用料を確実に徴収し、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため必要な当該施設の管理を行う。

② 本州四国連絡鉄道施設について災害が発生したときは、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、速やかな復旧を行う。

9 業務遂行に当たっての取組

業務遂行に当たっては、以下の取組を実施する。

① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進

国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。

② 高速道路の利用促進

協定に基づき、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。

なお、高速道路利便増進事業について、会社と協力して交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用する。

③ 高速道路事業に関する新技術の開発等の促進

費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に対し、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に当たってのコスト縮減、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を促す。

④ 環境への配慮

環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく「平成 23 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、環境物品等の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを 100% 調達する。

また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。

⑤ 危機管理

地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的確な情報収集及び伝達等の措置を講ずる。

特に、大規模災害等により東京本部で重要業務の継続が困難な場合には、関西業務部において代行する。

また、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練（不定時）や重要業務の継続訓練等を適宜実施することにより、発災時に備える。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 財務体質の強化

債務の早期の確実な返済を図るため、次の取組を実施する。

- ① 債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料は、機構債務の返済財源の大半を占めることから、協定に基づき確実に貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図る。
- ② 安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、調達資金に係る金利コストを低減させるとともに、徹底した業務コストの縮減を進め、債務返済以外の支出を抑制する。

2 予算（別表 1 のとおり）

3 収支計画（別表2のとおり）

4 資金計画（別表3のとおり）

IV 短期借入金の限度額

一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度 9,600 億円とする。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし

VI 剰余金の使途

なし

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

該当なし

2 人事に関する計画

① 方針

1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、外部機関主催の各種研修等を活用し、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。

2) 2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。

② 人員に関する指標

常勤職員数は、85 人を上回らないものとする。

③ 人件費に関する指標

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で、5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施し、さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、平成 23 年度まで人件費改革の取組を継続するとともに、中期目標期間を通じて国家公務員に準じた人件費縮減の取組を行う。

また、給与水準の適正化については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し、管理職の削減、配置の適正化を含めた組織体制の見直しを図ることなどにより、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表

する。

3 機構法第二十一条第三項に規定する積立金の使途

前中期目標期間に取得した鉄道施設に係る償却資産について、当年度分の減価償却及び除却を行う費用に充てる。

日本高速道路保有・債務返済機構年度計画の予算等(平成23年度)

【総表】

別表1 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
業務収入	1,566,255
道路業務収入	1,565,321
鉄道業務収入	934
政府等出資金受入	140,750
政府等補助金受入	49,935
債券及び借入金	2,565,875
社会資本整備事業収入	891
業務外収入	1,593
計	4,325,299
支出	
債務返済費	3,861,033
東京湾横断道路償還金	7,652
無利子貸付金	110,668
経営努力助成金	1,064
業務管理費	3,267
高速道路管理費	1,968
鉄道施設管理費	1,298
一般管理費	1,602
人件費	984
物件費	618
業務外支出	50,999
特別国庫納付金	250,000
計	4,286,285

【人件費の見積り】

人件費のうち、役員報酬並びに職員基本給及び職員諸手当の合計額は852百万円である。

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	1,853,966
経常費用	1,414,792
道路貸付業務費	904,142
助成業務費	1,064
鉄道施設利用業務費	8,879
一般管理費	1,603
人件費	986
経費	617
財務費用	467,348
道路資産取得関連費用	31,737
雑損	18
臨時損失	439,174
収益の部	2,088,428
経常収益	1,503,826
受取貸付料	1,486,597
占用料収入	1,962
連結料収入	2,316
受取施設利用料	872
その他の売上高	19
補助金等収益	26
資産見返負債戻入	2,844
鉄道施設建設見返債務戻入	8,318
財務収益	871
臨時利益	584,602
当期純利益	234,462
前中期目標期間繰越積立金取崩額	33
当期総利益	234,496

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	4,431,086
業務活動による支出	868,587
管理費支出	57,086
その他支出	811,501
投資活動による支出	151,000
財務活動による支出	3,410,823
次期への繰越金	677
資金収入	4,431,086
業務活動による収入	1,587,847
投資活動による収入	143,018
財務活動による収入	2,699,595
前期よりの繰越金	627

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

日本高速道路保有・債務返済機構年度計画の予算等(平成23年度)

【高速道路勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)	
区分	金額
収入	
業務収入	1,565,321
道路業務収入	1,565,321
政府等出資金受入	140,750
政府等補助金受入	49,918
債券及び借入金	2,565,875
社会資本整備事業収入	891
業務外収入	1,592
計	4,324,347
支出	
債務返済費	3,861,033
東京湾横断道路償還金	7,652
無利子貸付金	110,668
経営努力助成金	1,064
業務管理費	1,968
高速道路管理費	1,968
一般管理費	1,591
人件費	976
物件費	614
業務外支出	50,993
特別国庫納付金	250,000
計	4,284,969

【人件費の見積り】

人件費のうち、役員報酬並びに職員基本給及び職員諸手当の合計額は845百万円である。

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)	
区分	金額
費用の部	1,845,075
経常費用	1,405,901
道路貸付業務費	904,142
助成業務費	1,064
一般管理費	1,591
人件費	978
経費	613
財務費用	467,348
道路資産取得関連費用	31,737
雑損	18
臨時損失	439,174
収益の部	2,078,570
経常収益	1,494,590
受取貸付料	1,486,597
占用料収入	1,962
連結料収入	2,316
その他の売上高	0
資産見返負債戻入	2,844
財務収益	870
臨時利益	583,980
当期純利益	233,495
当期総利益	233,495

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)	
区分	金額
資金支出	4,418,757
業務活動による支出	867,117
管理費支出	55,616
その他支出	811,501
投資活動による支出	140,300
財務活動による支出	3,410,823
次期への繰越金	517
資金収入	4,418,757
業務活動による収入	1,587,039
投資活動による収入	131,618
財務活動による収入	2,699,595
前期よりの繰越金	505

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

日本高速道路保有・債務返済機構年度計画の予算等(平成23年度)

【鉄道勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)	
区分	金額
収入	
業務収入	934
鉄道業務収入	934
政府等補助金受入	17
業務外収入	1
計	953
支出	
業務管理費	1,298
鉄道施設管理費	1,298
一般管理費	12
人件費	8
物件費	4
業務外支出	6
計	1,316

【人件費の見積り】

人件費のうち、役員報酬並びに職員基本給及び職員諸手当の合計額は7百万円である。

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)	
区分	金額
費用の部	8,890
経常費用	8,890
鉄道施設利用業務費	8,879
一般管理費	11
人件費	8
経費	4
収益の部	9,858
経常収益	9,236
受取施設利用料	872
その他の売上高	19
補助金等収益	26
鉄道施設建設見返債務戻入	8,318
財務収益	1
臨時利益	622
当期純利益	968
前中期目標期間繰越積立金取崩額	33
当期総利益	1,001

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)	
区分	金額
資金支出	12,330
業務活動による支出	1,470
管理費支出	1,470
投資活動による支出	10,700
次期への繰越金	159
資金収入	12,330
業務活動による収入	808
投資活動による収入	11,400
前期よりの繰越金	122

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。